



## 「いじめ撲滅強化月間」に寄せて

校長 大井 敏彰

◇11月は「いじめ撲滅強調月間（埼玉県）」  
「児童虐待防止推進月間（厚生労働省）」です。

1人1人が輝いた運動会が終わりました。大きな行事の後、子供は目標が定まらず、気持ちが少し不安定になります。そのため、学級が落ち着かなくなり、いじめ等問題行動につながる場合があります。今月は「いじめ」についてお話しします。

### 【「いじめの定義」を理解する】

埼玉県では11月を「いじめ撲滅強調月間」と定め、いじめの撲滅に取り組んでいます。しかし「いじめは絶対に許さない」と謳いながら、その前提として「いじめはどの学校にもどの子にも起こりうる」としています。「絶対に許されないことがどの子にも起こりうる」とはどういうことなのでしょう。

まず、いじめの定義は平成25年に定められた「いじめ防止対策推進法（第2条）」によります。

「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」

つまり、①一定の関係性がある児童同士であること、②心理的、物理的に影響を与える行為があること、③行為の対象になった児童が心身の苦痛を感じていることが「いじめ」を定義する要件です。事実を確認し、この要件を満たすものはいじめと認知して指導を行います。では、次の例はどうでしょうか。

- ① AさんがBさんに叩かれました。腹を立てたAさんはBさんの悪口をSNSに書き込み拡散した。
- ② Cさんはとてもわがままな子でみんなが嫌っています。Cさんのことを嫌っている友達と一緒に無視をした。
- ③ Dさんはいつも自分勝手に行動します。その行動に我慢ができず、みんなできつく注意した。

上の例では、①は「Bさんに叩かれた仕返し」、②は「Cさんがわがままだから」といった理由があります。また③は「注意」です。少し前であれば、「お互い様」や「被害者に原因がある」と捉えるところです。しかし、現在は行為をされた側（被害者）が心身の苦痛を感じていたら「いじめの定義」にあては

まるため、指導の対象になります。この解釈に納得がいけない方も少なくないと思います。しかし、苦痛を感じている被害者側に原因があるとしてしまうと、加害者の正当性を助長し、いじめがさらにエスカレートしてしまう可能性が生じます。これを防ぐため、「いじめられた側の立場で対応し、事実に基づいて指導すること」が法整備されているのです。ですから、いじめが起きた際、学校は善悪の程度を判断するのではなく、「いじめの芽を早期に発見し、小さいうちに摘み取る」といったスタンスで対応していることを御理解ください。

### 【「ご機嫌な教室」づくり】

いじめをなくすために「いじめ撲滅」「いじめゼロ」が理想ですが、家庭環境を背景に性格や価値観や異なる学童が一堂に集い、日々共同生活を送る学校では、児童同士の軋轢やトラブルはどうしてもなくすることはできません。ですから、「いじめはいけないこと」「いじめをなくそう」と唱えるだけでは、いじめはなくなりません。子供たちも「いじめは悪いこと」は十分理解しています。しかし、小学生は心身の発達がまだ十分ではないため感情的に行動し、いじめ等、様々な問題行動につながる場合があります。

「いじめを生む教室（荻上チキ著）」では、いじめをなくしていくためには、いじめに関わる人や道徳心に訴えるのではなく、「いじめが起きにくい環境をつくる」ことが大切だと述べています。具体的には、ストレスが少なく、皆がにこやかに安心して生活できる教室、いわゆる「ご機嫌な教室」をつくるのがいじめの抑止に効果的なのだそう。幸いにも、本校の教員の多くは必要な生徒指導を行いつつ、子供の立場を尊重し児童理解に基づいて、日々の教育活動にあたっています。

また性格や価値観の異なる児童同士の軋轢やトラブルを緩和するため、多様な個を認め合いお互いの特性に寛容で自由度の高い学級づくりも、いじめの抑止に効果的なのだそう。

このように、本校では法に基づいた指導と「ご機嫌な教室づくり」から、いじめを抑止していきたいと考えます。御理解と御協力をお願いいたします。

## 11月の行事予定

1	金	学校公開日(彩の国教育週間～7日) 委員会活動
2	土	ぱわーあっぷくらぶ
3	日	文化の日
4	月	振替休業日
5	火	
6	水	希望面談① 5時間
7	木	
8	金	希望面談② 5時間
9	土	
10	日	北原町会防災訓練
11	月	
12	火	希望面談③ 5時間
13	水	体育朝会 希望面談④ 5時間 生活アンケート4～6年
14	木	県民の日
15	金	希望面談⑤ 5時間
16	土	ぱわーあっぷくらぶ 学校施設遊び場開放事業
17	日	
18	月	タブレット振り返りウィーク(～22日)
19	火	
20	水	教材費引落日 体育朝会 生活アンケート1～3年・ク PTA全体会②
21	木	音楽朝会
22	金	クラブ 1年生校外学習
23	土	勤労感謝の日
24	日	
25	月	開校記念日
26	火	ミニ音楽会・懇談会1・4年(5時間)
27	水	全校朝会 ミニ音楽会・懇談会3・6年 6年生保護者人権教育(5校時目)
28	木	先生のお話会
29	金	ミニ音楽会・懇談会2・5年(5時間)
30	土	

## 12月の主な行事予定

- 2日(月) 5時間
- 3日(火) 5時間
- 10日(火) 4年校外学習
- 18日(水) 3年校外学習
- 19日(木) 給食終了 5時間
- 20日(金) 3時間 通学班会議・一斉下校
- 23日(月) 3時間 大掃除
- 24日(火) 終業式 3時間

## 今月は教材費・可動式コンピューター 保険料の引落しです。

20日(水)に教材費がゆうちょ銀行から引き落とされますので、御協力をお願いいたします。詳しくは各学年のお知らせを御覧ください。

また7月5日付けのメールでお知らせいたしましたが、クロムブックの保険料 1,200円につきましても同時に引落しをいたします。教材費と保険代の合計額を引落しますので、口座の確認入金の御協力をお願いします。

引落しができなかった御家庭は、保険料を保護者の方に職員室まで御持参いただきます。御了承ください。

## ☆新座市教育委員会委嘱研究発表会 が行われました。

10月10日(木)新座市教育委員会委嘱研究発表会が行われました。令和4・5・6年度の3年間「学び合いから高める思考力、判断力、表現力」をテーマに研究を行ってきた成果を、76名の先生方に参観していただきました。

2年1組の生活科では話し合いを通しておもちゃの動きが良くなる工夫を考えていました。

3年1組の国語では「わたしの町のよいところ」等テーマで石神地区について紹介したい文を構想し、魅力が伝わる体験やエピソードを加えながら書いていました。

6年1組の算数では立体の体積の求め方を学習しました。5年生で1度習った事がある内容でしたが見方を変え柱に見立てることで、簡単な式で体積を求める事ができる事を、話し合いを通して知ることができました。

放課後は分科会が行われ、参観された先生方からの忌憚のない御意見や指導者の方からの指導講評を受け、実り多い研究発表会となりました。

当日は、受付や接待など多くの場面でPTAの方にもお手伝いいただきました。ありがとうございました。



## ☆お父さん集まれ！！

### 「おやじの会」会員募集

石神小学校では、お父さん方を中心に学校のお手伝いをしていただく「おやじの会」があります。土日のどちらかで不定期に活動しています。

活動内容は運動会の片付けや、草刈り等です。先日行われた運動会の片付けも行っていました。次回はビオトープや畑の草刈りを考えております。ぜひ参加をしてみませんか。

PTAの係り活動も免除となります。詳しくは、教頭 橋本までお問い合わせください。

## ☆ミニ音楽会・懇談会について

下記の日程で、ミニ音楽会・懇談会が行われます。今年度4年ぶりの体育館での開催になります。

子供たちの学習の成果をぜひ御覧ください。

- 日時 11月26日(火) 1・4年 5校時 13:20～
- 27日(水) 3・6年 6校時 14:10～
- 29日(金) 2・5年・ク 5校時 13:10～

※ 27日(水)13:10から6年生の保護者を対象とした人権教室を音楽室で行います。その後、6時間目にミニ音楽会となりますので御了承ください。